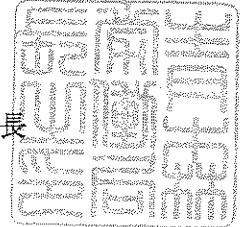


青勞発基第172号  
平成22年7月8日

青森県県土整備部長 殿

青森労働局長



建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底について

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、昨年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則等に基づく措置の徹底を図っているところですが、青森県内においては平成22年に3件の足場からの墜落・転落による死亡災害が発生しており看過できない状況にあります。

平成22年に発生した死亡災害の内訳をみると、3件ともつり足場の組立て・解体作業中に発生しており、そのうち2件が建設業で発生しております。

つきましては、下記の事項について、関係事業場及び建設工事現場に対して周知・指導を図っていただき、建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害の防止の徹底に努めていただくようお願いいたします。

記

- 1 つり足場は、橋桁の塗装及び点検・補修工事の際など、地上から足場を組み上げることが困難な場合に使用されるため、その組立て及び解体作業に当たっては、作業手順書に基づく作業はもとより、安全帯の使用等を徹底する必要があること。
- 2 足場の組立て等作業主任者は以下の職務等を徹底する必要があること。
  - ① 足場の組立て及び解体作業の方法及び労働者の配置を決定し、これを踏まえた作業手順書を作成すること。
  - ② ①で作成した作業手順書に基づき作業が行われていることを監視すること。
  - ③ 安全帯及び保護帽の使用状況について監視するとともに、労働者に不安全行動がないかについても併せて監視すること。
- 3 改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置はもとより、平成21年4月24日付け基安発第0424003号「足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底」



ついて」で示した「より安全な措置」についてもその積極的な採用が足場からの墜落・転落災害の防止に有効であること。

特に、つり足場については、別紙の災害発生状況を踏まえると、足場部材の取付不備等が災害につながっていることが懸念されるため、足場の点検をもれなく実施する必要があること。

## 平成22年 死亡災害の概要 (6月末現在)

青森労働局 労働基準部 安全衛生課

番号	署名	発生日時	業種	災害発生状況	事故の型	起 因 物	被 災 者				備 考
							性別	年 齢	経 験	職 種	
1	八 戸	22.1.25 20時25分	陸上貨物運送業 【一般貨物自動車運送業】	東北自動車道下り線を大型トラックで走行中、前方を走行していた大型トラックに追突した。	交通事故	トラック	男	31	9年	貨物自動車運転者	
2	五所川原	22.3.13 9時10分	建設業 【橋梁建設工事業】	橋梁の補修工事現場において、塗装作業に使用していたつり足場(高さ約20m)の解体作業を行っていたところ、同足場から墜落した。	墜落、転落	足 場	男	25	7年	とび工	
3	八 戸	22.4.7 11時45分	製造業 【機械器具製造業】	工場建屋内において、天井クレーンの補修作業を行うため、当該天井クレーンのガーダー部分に単管パイプを取り付けて、つり足場を組み立てる作業中、未固定の足場板とともに高さ5.3m下のコンクリート床面に墜落した。	墜落、転落	足 場	男	69	51年	金属加工機械組立工	
4	青 森	22.4.17 10時50分	建設業 【その他の建設業】	看板を取り替えるために使用するつり足場をビルの屋上から組立てる作業中、高さ約30メートルの箇所から墜落した。	墜落、転落	足 場	男	55	30年	とび工	